

関島事務所便り

労働保険・社会保険・労務管理・建設業許認可

〒125 - 0041 東京都葛飾区東金町 2-7-13
電話：03-3609-7668
FAX：03-3609-0404
e-mail: sekijima4@ybb.ne.jp



2005年12月号

<ねんきんダイヤルが始まりました>

社会保険庁は平成17年10月31日から、年金相談の充実を図るため「ねんきんダイヤル」というサービスを始めました。社会保険庁はこれまで全国23か所の年金相談センターと社会保険業務センター中央年金相談室で年金に関する電話相談を受けてきましたが、拠点ごとの電話番号を全国共通の電話番号に集約し、ネットワーク化によって効率化を図るようです。

●年金請求などの年金相談

イイロウゴ
0570-05-1165

●すでに年金を受け取っている方の年金相談

イイロウゴ
0570-07-1165

(受付時間) 午前8:30～午後5:00 土・日・祝日は除きます

ねんきんダイヤルでは、利用者からの電話を、全国の年金相談センター等のうち回線の空いているところにつなぎます。利用者の料金負担は、一般の固定電話の場合、どこにつながっても市内通話料金の額です。

これにより、全国23か所の年金相談センター、社会保険業務センター中央年金相談室のこれまでの電話番号は使えなくなります。

◆年金相談をうける場合の注意点

ねんきんダイヤルの利用に際し、相談者の確認のため次のような点を聞かれる場合があります。

相談者が本人の場合

住所・氏名・生年月日・基礎年金番号など

相談者が家族の場合

本人と家族の住所・氏名・生年月日・基礎年金番号
・本人との続柄・本人が直接相談できない理由など

■居酒屋でのけんかで処分される？

仕事帰りの居酒屋で、ある社員が隣席の客と口論になり、殴り合いのけんかになってしまいました。もし会社にこのことが知られば処分されるのでしょうか。

◆就業規則には

労働基準法では、10人以上を雇用する使用者に就業規則を作成し、所管の労働基準監督署に届け出るよう義務づけています。

この就業規則には始業および終業の時刻、賃金の計算や支払いの方法などの労働条件のほかに、社員が守らなければならない規律を明記するケースが多々ありますが、その一つとして「会社の名誉を傷つけたり、信用を損なう行為をしてはならない」といった規定を置く場合が多いようです。

◆労働時間外の実業規則違反は

罪を犯して会社の社会的信用を大きく損ねたり、仕事上で知り得た秘密を社外にもらして会社に損害を与えた場合には、労働時間外であっても就業規則違反で制裁の対象になる可能性が高いといえます。

過去の判例では、米軍基地拡張反対の示威行動で逮捕、起訴された社員が、解雇を不服として会社を訴えた訴訟で最高裁は「大規模な会社の一社員の行為が会社の体面を著しく汚したとは認められない」として解雇処分が無効となっています。

犯罪を理由に処分を下すには会社の社会的評価への悪影響が相当重大であると客観的に認められなければならないようです。けんかが罪に問われることになっても、企業秩序を乱した行為とは判断されず、会社の制裁は認められない可能性が高いでしょう。

■受動喫煙で病気になったら？

2003年5月に健康増進法が施行され、事務所、公共施設、飲食店などの管理者に受動喫煙の防止対策が義務付けられています。ある製薬会社の今春の調査によると、上場企業の96.5%が何らかの対策をとっているとの結果で以前に比べ被害防止の取り組みは大きく前進しています。

もし職場での受動喫煙で健康を害した場合、会社に補償を求めることはできるのでしょうか。

たばこ関連では1980年以降、職場やJ Tなどを相手に20件以上が裁判で争われましたが、原告の勝訴は1件だけで、通常はたばこと病状の因果関係が十分解明されていないとして、棄却されることが多いです。

◆最近の主な判例

最近では、2004年東京都江戸川区の職員が受動喫煙によって喉頭炎を患ったとして、医療費と慰謝料の合計31万5,650円の請求に対し、区から5万円の慰謝料を勝ち取った判例があります。

2003年に京都簡易保険事務センター職員らが受動喫煙によって230万円の損害賠償と同センターの全面禁煙要求をした裁判では、原告の要求が棄却されています。

また、2004年にはJ R西日本社員の乗務員詰り所などの禁煙化と計1,100万円の損害賠償請求が棄却されています。ただ、今後は状況が変わる可能性もあります。

年金で一番誤りが多い加給年金とは

加給年金は、厚生年金を20年以上（男子40歳、女子35歳以降15年以上）かけた人が、厚生年金を受けられるようになったとき、配偶者や18歳未満の子（身障の子は20歳未満）がいるときに支給されます。支給額は次のとおりです。

配偶者	228,600円	（月額 19,050円）
第1子、第2子	それぞれ 228,600円	（月額 19,050円）
第3子以下	それぞれ 76,200円	（月額 6,350円）

配偶者がいる時には特別加算

昭和9年4月以後生れの人で配偶者がいるとき、特別加算が受給者の生年月日によって支給されます。

受給者の生年月日	加給年金	特別加算	配偶者加給	支給年齢
昭9.4.2～昭15.4.1	228,600円	33,700円	262,300円	60歳
昭15.4.2～昭16.4.1	228,600円	67,500円	296,100円	60歳
昭16.4.2～昭17.4.1	228,600円	101,300円	329,900円	61歳
昭17.4.2～昭18.4.1	228,600円	135,000円	363,600円	61歳
昭18.4.2～昭20.4.1	228,600円	168,700円	397,300円	62歳

昭和20年4月2日以降生れの人の子給年齢は定額部分の支給年齢と同じです。配偶者加給の額は昭和18年4.2以降生まれの人と同額です。

様々の支給制限があります

夫が厚生年金を請求するとき、妻の年収がおおむね5年以上引き続いて850万円（所得金額では655.5万円）以上あると加給年金は支給されません。また、夫が加給年金を受給中でも、妻が次の年金をもらえるようになりますと、夫が受給中の加給年金は支給停止になります（妻がもらう年金が厚生年金の場合は、夫のことをいいます）。

- ① 妻のもらう厚生年金が20年以上（35歳を過ぎてから15年以上）あるとき。
- ② 妻のもらう共済年金が20年以上あるとき。
- ③ 妻が障害年金をもらっていたり、もらえるようになったとき。
- ④ 妻が65歳になりますと、夫が受給中の配偶者加給はなくなり、妻に振替加算が支給されます。
- ⑤ 在職老齢年金を受給できる人なら、「加給年金、特別加算」を受給できますが、給与が高いことにより在職老齢年金を受給できない人は、「加給年金、特別加算」は支給されません。

注意 妻のもらう年金が国民年金のときは、加給年金が支給停止になることはありません。

医療制度改革の動向(11月11日)

政府・与党は、経済財政諮問会議・経産省が導入を主張している「保険免責制(医療費のうちの一定額を保険の対象外とするもの)」の導入を見送る方向だ。一方、厚労省は来年度の診療報酬改定の素案をまとめ、その中で医療機関が出す領収書に医療サービスの内容を記すことを義務付ける、小児救急などの重点分野については診療報酬を手厚くするなどの方針を明らかにしている。

介護保険の対象に末期がん(11月12日)

40～64歳の末期がんの患者を介護保険の対象とすることが、厚労省の方針として決まった。関係政省令を整備し、来年4月から給付の対象とする。すべてのがんを対象とし、余命期間や告知の有無は問わない。「末期」の判断は、進行性のもので、医師が総合的に治癒不可能もしくは困難と診断したものとした。

時間単位の有休休暇 制度化へ(11月14日)

有給休暇を時間単位で取得できるようにするための改正法が2007年の通常国会に上程され、2008年にも導入されることになりそうだ。時間単位の取得日数に上限を設けるなどして、1日単位での取得ができなくなることはないよう検討する。なお、国家公務員は現在すでに時間単位での有休休暇制度を導入している。

間接差別 法で禁止(11月18日)

厚労省がまとめた均等法改正案が明らかになった。内容は、間接差別の禁止、および妊娠・出産を理由とする配置転換・契約変更等の禁止など。間接差別についてはその具体例を省令で示し、これに該当する場合は企業が合理性を証明しなければならないこととする。年内に最終案をまとめ、来年の通常国会に法案を提出する。

医療制度改革における高齢者負担(11月26日)

与党の社会保障政策会議は、医療制度改革の焦点の一つとなっている高齢者医療費の患者負担分についての見解をまとめた。これによると、現在70歳未満は3割、70歳以上は1割(ただし現役並み所得者は2割)となっているものを、65歳未満3割、65歳以上75歳未満2割、75歳以上1割(ただし65歳以上の現役並み所得者は3割)とする。

また、出産育児一時金を35万円に引き上げることも盛り込まれた。

特養、個室が4割に 04年、30%増の6万部屋(11月29日)

厚生労働省が29日発表した2004年介護サービス施設・事業所調査結果で、特別養護老人ホーム(特養)の個室が前年に比べ30%増の約6万部屋になり、全体の41%を占めていることが分かった。定員5人以上の大部屋は15%減少した。

他の介護施設の個室は、老人保健施設が17%増えたが、療養型医療施設は2%増とほぼ横ばいだった。調査は昨年10月、全国すべての介護保険施設や居宅サービス事業所を対象に実施した。

一方、昨年9月30日時点の訪問介護の内容は「清掃」が59%で最も多く、「調理」が40%、「買い物」が25%で、家事援助の利用が目立つ。要介護度の高い人の利用が多い「食事介助」や「排せつ介助」はそれぞれ9%と19%だった。